

政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告（案） についての意見

特定非営利活動法人市民フォーラム 21・NPO センター事務局長
一般社団法人 日本サードセクター経営者協会 執行理事兼事務局長
藤岡喜美子

1 P

（注1）

政府セクターと企業セクターと並び、ひとつのセクターとして、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、特定公益増進法人（学校法人、社会福祉法人等）、協同組合、法人格を持たない地縁団体（自治会・町内会・子ども会、PTA、ボランティア団体等）等の民間非営利組織の他、公益的な活動を主な目的とする営利組織を包括して考えることは大きな意味がある。

3 P

②提案型協働事業の導入促進

現在は、行政側が行っている事業に対して提案をうけている事例が多い。神奈川県のように、現在行政がおこなっていない新規事業を提案する場合は、NPO が提案し審査委員が予算をきめることになる。予算編成の抜け道となる可能性がある。納税者への説明責任もあり、税金の使い道としてよいのかという課題が残る。

現在の事例においては、NPO のノウハウを尊重することと、透明な競争を保障するということを両立させる工夫が必要である。

5 P

③指定管理者制度の運用にあたっての趣旨の徹底

指定管理者制度はほかの事業委託とは別におこなう必要があるかどうかの検討をすべきである。普通の事業委託に近づけていくという制度改革の議論が必要である。

1 4 P

1. 政府と市民セクターとの協約の締結に関する考え方

①代表性について

賛同する組織が署名をするという形をイギリスの一部の事例や愛知県はとっている。

②協定の法的性格及び実行性について

法的効力をもたないのは当然であるが、政府が正式に協約の締結を通じ立場を表明することの意義は大きい。

市民セクターも自主的に署名することで、市民セクター内にルールが普及する。

③策定プロセスの課題について

すでに提案をしている。

このように①から③の指摘されている課題については、すでに考え方を提案しているので、専門調査会において具体的に検討されたい。

本報告書にある、各論における政府と市民セクターとの関係のあり方等を検討するためにもその基礎として、政府と市民セクターとの協約の締結によって理念や基本原則を確立しておくことが重要である。

2. 「新しい公共」を支える法人制度の在り方

法人制度については、生産者協同組合（ワーカーズ法）については導入を検討すべきである。その他の法人形態としては、社団、財団、協同組合、株式会社が基本形態であり、無用に複雑化している現状については簡素化、統一化にむけて改革すべきである。税制上の優遇措置等については、法人格で区別するのではなく、共通の基準をすべての法人格に適用する形が望ましい。